

岸和田市家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家庭用生ごみ処理機器を購入し、自ら使用する者に対し、予算の範囲内において、岸和田市家庭用生ごみ処理機器購入補助金（以下「補助金」という。）を交付することによりその購入に係る費用の一部を補助し、市民のごみ資源化の取組みに対する意識の高揚を図り、もって地球温暖化の防止並びにごみの再資源化及び減量化の推進に資することを目的とする。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付手続については、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）第20条の規定により規則の適用を除外するものとする。

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付の対象となる家庭用生ごみ処理機器（以下「補助対象機器」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、生ごみを単に破碎し、水路、下水道等に排出する機器及び生ごみを単に焼却する機器を除く。

- (1) 電動式生ごみ処理機 家庭から排出される生ごみを機械的に処理し、消滅させ、堆肥化し、又は減容する乾燥型及びバイオ発酵型の電動式の処理機をいう。
- (2) 生ごみ処理器 家庭から排出される生ごみを微生物により発酵及び分解し、堆肥化する処理容器をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助の対象としない。

- (1) 補助対象機器の本体購入価格（補助対象機器の本体購入価格が明らかになる領収書等（購入日、購入価格、購入者氏名及び購入した機器の名称又は型式が表示されているもの。以下「領収書等」という。）に記載された補助対象機器の価格又は領収書等に記載された金額から計算された補助対象機器の価格をいい、消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）が2,000円未満のもの
- (2) 領収書等が作成できないもの
- (3) その他市長が補助の対象としないと認めたもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象機器を購入し、自ら使用する者であって、次のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者であって、かつ、当該記録されている住所に現に居住していること。
- (2) 補助金の交付の申請時において、市税を完納していること。
- (3) 自己の居宅その他市長が適当と認める場所に補助対象機器を設置し、その用法に従い、適正に維持管理できること。
- (4) 補助対象機器から生成される堆肥等の適正処理が行えること。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けた者であって、補助金の交付を受けた日から5年を経過していない場合は、補助の対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象機器本体購入価格の2分の1の額とし、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 電動式生ごみ処理機 20,000円

(2) 生ごみ処理器 3,000円

2 前項の規定により算出した補助金の額に、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 電動式生ごみ処理機 1,000円

(2) 生ごみ処理器 100円

3 補助金の交付は、1世帯につき補助対象機器1基とする。ただし、ボカシあえ容器については1世帯につき2基までを対象とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請は、補助対象機器を購入した日の翌日から起算して90日以内に、岸和田市家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に対し行わせるものとする。

(1) 領収書等

(2) 納税状況確認及び住民基本台帳記載事項等確認同意書（様式第2号）

(3) 岸和田市家庭用生ごみ処理機器設置報告書（様式第3号）

(4) その他市長が特に必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは岸和田市家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付決定通知書（様式第4号）により、交付しないことを決定したときは岸和田市家庭用生ごみ処理機器購入補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付の決定においては、補助対象機器の本体購入価格に基づき第5条第1項及び第2項の規定により算出した額を補助金交付決定額として決定するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象機器を事業の用に供しないこと。

(2) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）自らが補助対象機器を継続的に使用すること。

(3) 補助対象機器の使用実態等に関し市長が実施する調査について、協力すること。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、受給者からの請求に基づき交付する。

2 前項の請求は、岸和田市家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付請求書（様式第6号）により、市長に対し行わせるものとする。

3 補助金は、第1項の請求があった日から30日以内に、受給者が指定する銀行その他の金融機関の当該者の口座への振込みにより支払うものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を交付することが適当でない認められる事由が発生したとき。
 - (3) 申請内容に変更が生じたことで申請者から交付決定取下げ申請書（様式第7号）により申請があったとき。
 - (4) この要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定は、第7条の規定により交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により交付決定を取り消すときは、岸和田市家庭用生ごみ処理機器購入補助金交付取消及び返還通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。